

【様式第 1 号】

秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課 宛て

商号又は名称	
部 署 名 等	
担当者氏名	
メールアドレス	
電 話	
F A X	

あきたSDGs推進事業啓発・広報業務委託企画提案競技実施要領等に関する質問票

番号	資料名称	該当項目	質問内容
1			
2			
3			
4			
5			

留意事項

- ・令和7年5月29日（木）正午までに提出してください。
※期限を過ぎた提出は、一切受け付けません。
- ・電子メールで送付してください。
※メールアドレスは「実施要領」を参照してください。

【様式第 2 号】

令和 年 月 日

(宛先) 秋田県知事 鈴木 健 太 宛て

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

企画提案競技参加資格確認申請書

あきた S D G s 推進事業啓発・広報業務委託企画提案競技参加資格について確認を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 参加資格

次の内容について、虚偽がないことを誓約します。

- (1) 秋田県内に本社、支社、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 3 3 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 4 1 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体ではないこと。
- (6) 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応することができる体制を整えていること。
- (7) 当該業務の遂行に際し、関連法案等を遵守し、的確に遂行することができる能力を有する者であること。

【連絡先等】

	責任者	担当者
部署		
役職・氏名		
電話・F A X		
メールアドレス		

※責任者又は担当者が代表者と同じ場合は、それぞれの「役職・氏名」欄に「代表者と同じ」と記載してください。

※担当者が責任者と同じ場合、担当者の「役職・氏名」欄に「責任者と同じ」と記載してください。

【様式第3号】

会社概要整理票

項 目		内 容			
名 称					
代表者職・氏名					
所在地	本社				
	本業務を受託する支社等				
設 立 年 月 日					
資 本 金		円			
常勤従業員数		技術職	事務職	その他	合計
		人	人	人	人
うち本業務に関連する有資格者の状況 (資格の名称・人数)					
売上高 (過去3年分)	事業年度	年	年	年	
	事業全体	円	円	円	
	うち本業務委託関連分	円	円	円	
本業務に関連する資格及び登録について（法人としての資格・登録）					
業務内容（本業務委託に関連する業務の具体的な内容）及び特徴					

記入上の注意

- 1 記載欄が不足する場合は、行間を拡充して記載してください。
- 2 会社の概要が分かるパンフレット等があれば併せて提出してください。

【様式第 4 号】

過去 2 年間の主要業務実績書

業 務 名	発 注 者 名 実 施 期 間	業 務 内 容 (契 約 金 額 ・ 業 務 内 容 等)	備 考

※ 1 本業務に類似する業務の受託実績（公募開始日より過去 2 年間）のうち、主なものについて記載してください。

※ 2 国又は地方自治体との契約実績（公募開始日より過去 2 年間）については可能な限り記載してください。
なお、記載した実績に不備又は不十分な点がある場合は、参加資格を認めないことがあります。

【様式第5号】

あきたSDGs推進事業啓発・広報業務委託企画提案競技
「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票

会社名				
項目名		書類名	書類の有無	提出欄
賃金水準 の向上	給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写し(令和5年・令和6年分)又は 税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類(任意様式)」		
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表	「パートナーシップ構築宣言」の写し		
女性の 活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し		
	えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し		
	法令に基づく認定 (えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)	労働局長が交付する認定通知書の写し		
	秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し(写真可)		

- ・企画提案競技の審査時に、上記の取組についての評価を行いますので、該当する書類の写しなどを提出してください。
- ・賃金水準向上項目の書類のうち、
「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」については、直近年及びその前年(令和5年・6年)分の写し
「賃上げ実績を確認できる書類」については、税理士又は公認会計士等の第三者が作成した書類(任意様式)をこの提出票に添付してください。
- ・「女性の活躍推進」項目の資料につきましては、該当するものがあるかを「書類の有無」欄に記載し、ある場合は提出欄に○印を付け、この提出票に添付してください。

(参考様式)

第三者による賃上げ実績を確認できる書類

企画提案方式の審査における「賃金水準の向上」に関する加点措置を受けるため、賃上げ実績を確認できる書類を提出します。

1 給与額（賃金水準）の算出方法

(1) 税務申告に基づく、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額

(2) 県域での、役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額

(3) 県域での、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額

※選定した算出方法を（１）～（３）のいずれかから選ぶ

2 賃金水準の向上の確認

	俸給、給与、 賞与等の総額	人 員	一人当たりの 平均給与額	対前年 増加率
6 年(度)	円	人	円/人	0.0%
5 年(度)	円	人	円/人	

令和 年 月 日

所 在 地：

事業所名：

作 成 者：〇〇事務所

税理士、公認会計士 〇〇〇〇 印

【様式第6号】

参加資格確認申請受付票
(あきたSDGs推進事業啓発・広報業務委託企画提案競技)

申込担当者氏名	
書 類 名	チェック欄
【様式第2号】企画提案競技参加資格確認申請書	
【様式第3号】会社概要整理票	
【様式第4号】過去2年間の主要業務実績書	
【様式第5号】加点措置評価資料提出票	
【様式第6号】参加資格確認申請受付票(本書)	

受付年月日	令和7年 月 日
会社名	

「受付票」「受領票」は、太枠のみ記入してください。

----- 切り取り線 -----

受 領 票
(あきたSDGs推進事業啓発・広報業務委託企画提案競技)

受付年月日	令和7年 月 日
会社名	

企画提案競技参加資格確認申請書等の関係書類を受領しました。

秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課

担当者

受付印

【様式第 7 号】

令和 年 月 日

（宛先）秋田県知事 鈴 木 健 太 宛て

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

企 画 提 案 書

あきた S D G s 推進事業啓発・広報業務委託企画提案について、別添のとおり企画提案書（6 部）を提出します。

【連絡先等】

	責任者	担当者
部署		
役職・氏名		
電話・F A X		
メールアドレス		

※責任者又は担当者が代表者と同じ場合は、それぞれの「役職・氏名」欄に「代表者と同じ」と記載してください。

※担当者が責任者と同じ場合、担当者の「役職・氏名」欄に「責任者と同じ」と記載してください。

【様式第8号】

令和 年 月 日

共同企業体結成届

(宛先) 秋田県知事 鈴木 健 太 宛て

共同企業体の名称

〇〇・〇〇共同企業体

構成員（代表者）	住 所
	企業名
	代表者

構成員	住 所
	企業名
	代表者

この度、下記業務を受託するため、共同企業体を結成しましたので、共同企業体協定書の写しを添えて結成届を提出します。

なお、この届及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違のないことを誓約します。

記

1 業務名 あきたSDGs推進事業啓発・広報業務

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

(1) あきたSDGs推進事業啓発・広報業務

(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。)

(2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(共同企業体の所在地)

第3条 企業体の事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、令和 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後1ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受託することができなかったときは、企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は次のとおりとする。

住所

企業名

代表者

住所

企業名

代表者

(代表者の名称)

第6条 企業体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を代表とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、業務の履行に関し、企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、企業体の代表者に委任するものとする。

なお、企業体の解散後、企業体の代表者が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者以外の構成員に委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○○○業務 ○○○○○○○○○○

○○○○業務 ○○○○○○○○○○

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担作業に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、企業体が業務を完了するまでは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第 18 条 企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇は、上記のとおりあきたSDGs推進事業啓発・広報業務委託に係る共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇・〇〇共同企業体

代表者 住 所

企業名

代表者

住 所

企業名

代表者

共同企業体協定書第8条に基づく協定書

あきたSDGs推進事業啓発・広報業務委託については、共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税及び地方消費税額を含まない金額）

〇〇業務の〇〇	円
〇〇業務の〇〇	円

〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇・〇〇共同企業体

代表者 住 所
企業名
代表者

住 所
企業名
代表者